

## 平成27年度第2回地球温暖化対策実行計画改訂部会 議事要旨

日 時： 平成27年9月7日（月）午後1時30分～4時

場 所： 市役所第2庁舎3階306会議室

出席委員：佐藤部会長、春田特別委員、細井特別委員

欠席委員：金森委員

事務局（環境政策・放射能対策課）：

染谷環境政策・放射能対策課長、片浦環境政策係長、遠藤主  
査、渡辺主任主事

傍聴者：なし

議 題：

- 1 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について
- 2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について
- 3 その他

資 料：

- （1）第3期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- （2）地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料1
- （3）地球温暖化対策実行計画（事務事業編）資料2
- （4）にこにこプラン（区域施策編）資料0 説明要旨
- （5）にこにこプラン（区域施策編）資料1 排出量の推移
- （6）にこにこプラン（区域施策編）資料2 指標の定量評価
- （7）にこにこプラン（区域施策編）資料3 取組みの定性評価
- （8）にこにこプラン（区域施策編）資料4 構成比較

議題	審議結果
(議題) 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温室効果ガスの総排出量の目標について  国の約束草案を根拠に、計画期間中の温室効果ガスは前年度比1.8%の削減を図ることとした。  今後温室効果ガス排出量の増加要因となる施設の新設等(おたかの森小・中併設校関連施設、市民総合体育館、小学校の空調導入、LED防犯灯導入)を考慮し、総排出量の目標設定を行った結果、総排出量の削減目標は、「市役所の全施設から発生する温室効果ガス排出量の削減目標は、基準年度である平成26年度比6.2%以上削減とする。本計画ではこの目標を達成するために、計画期間中の毎年度において温室効果ガス排出量を前年度比1.8%以上削減することを目指すこととした。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準年及び計画期間について  基準年は平成26年度とし、公表は平成28年度当初を予定しているため、平成27年度を本計画の計画期間に含めることはできないことから、計画期間は平成28年度から平成32年度までとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の活動量について  総排出量の目標を達成するための目標値として、温室効果ガス排出量に影響力の大きい、電気使用量及び一般廃棄物の焼却量を2%削減し、それ以外の燃料使用量及び自動車走行量は1%削減とした。</li> </ul>
(議題) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象ガスについて  現行計画と同じく二酸化炭素とした。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画期間の延長について  概ね5年での見直しを明記し、2030年度まで延長することとした。これについては、2030年度の流山市を予測できるのかなどの懸念や、現行計画の中間見直しでそこまで改訂してよいのかなどの意見が出た。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標値の変更について <p>国の2020年度目標が3.8%へ下方修正されたことや市の排出量の現状を踏まえ、2020年度までに二酸化炭素排出量20%削減という現行計画の目標値を再度検討したいということに対して、継続して検討することとなった。</p> <p>なお、中間見直しでの目標数値の変更について慎重な議論が必要であるとの意見が出された。また、現在の算定方法では市民の努力が見えづらい、また人口は減少し経済は停滞傾向にある国全体と逆に、人口、店舗数等、算定に係る活動量が増加傾向にある本市で、国の数値目標が参考になるのかなどの意見があった。これに伴い、総量でなく一人当たりのエネルギー消費量（原単位）を指標とすることや、大気中の二酸化炭素濃度測定を行い、これを指標とすることや、大気中の二酸化炭素濃度測定を行い、これを指標とするなども意見として上げられたが、市民の努力が見えるような目標値の設定に努めるべきとの意見が多く出た。</p> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定数値について <p>算定数値については、各主体のエネルギー消費量等を積み上げて算定する「積み上げ法」ではなく、国・県の数値を人口等の按分で算出する「按分法」による算定とするが、その旨を明記することとした。サンプリングによる積み上げの可否について検討することとなった。</p> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の見直しについて <p>実質的な効果が上がっていない項目を見直したいとの事務局案に対して、現行計画の評価をきちんとするべきとの意見が出た。</p> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林吸収・都市緑化について <p>都市緑化を評価する方法については継続して審議することとした。</p> </li> </ul>
(議題) その他	
	<p>第3回改訂部会の開催日程は、10月27日(火)とした。</p>